ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県消防協会(以下「協会」という。)がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、広告事業基本要綱(以下「要綱」という。)に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1)「バナー広告」とは、協会ホームページ内に表示される文字又は広告画像をいう。
 - (2)「リンク」とは、協会ホームページに掲載するバナー広告から、広告主のホームページを開けるようにする関連付けのことをいう。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告は、要綱を遵守し、かつ、協会のホームページ広告ガイドラインに適合する こと。

(広告の規格)

- 第5条 掲載する広告の規格は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 縦60ピクセル 横320ピクセル
 - (2) 形 式 GIF (アニメーション不可), JPED又はPNG
 - (3) 容 量 15KB以下
- 2 前項と異なる規格は協会が必要に応じ定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置及び枠数は協会が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は、毎年度4月1日~翌年3月31日までを基本とし、掲載終了月の前月末日までに広告主から掲載中止の申し入れがなく、かつ、協会が認めるときは、引き続きこれに続く新たな年度の末日までの間につき、広告掲載の契約を延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 年度途中における広告の掲載開始日は申請に基づき協会が定める。

(広告の掲載料)

- 第8条 広告の掲載料は、協会が定める広告1枠掲載毎に年額 10 万円(税別)とする。
- 2 年度の途中から当該年度の末日まで掲載するときは、掲載開始日の翌月から当該掲載開始年度の末日までの間は月額1万円(税別)とする。

(広告掲載の募集方法)

第9条 広告掲載の募集は、ホームページ又は広報紙等で募集するものとする。

(広告掲載の申し込み等)

第10条 広告掲載を希望者する者は、協会のホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を協会が指示する期限までに資料を添えて申し込むものとする。また、掲載中の広告の内容の追加・変更等を行う場合も同様とする。

(広告掲載の決定等)

- 第11条 協会は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、当該広告掲載 の可否を審査及び決定し、広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知 する。
- 2 前項の通知は、第7条第1項により引き続き広告掲載の契約を延長する場合に、広告掲載内容に変更がないときはこれを省略できるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告掲載の通知を受けた広告主は、速やかに広告画像のデータを提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告掲載料は、協会が指定する期日までに納付するものとする。ただし、協会が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載料の環付)

第14条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない事由により掲載できないときは、広告主の請求に基づき広告掲載料の一部または全部を返還することができる。

(リンク先の変更の求め等)

第15条 協会は、要綱及び本要領に基づき、掲載された広告のリンク先ホームページ内 容の変更を要するときには、広告主に変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

- 第16条 協会は次に掲げるものに該当するときは、広告主への催促その他の手続きを 要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載 の一時中止をすることができる。
 - (1) 指定期日までに広告掲載料の納入がないとき。
 - (2) 指定期日までに広告データの提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと認めたとき。
- 2 協会は、前項の規定により広告掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載を中止した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げの申出)

- 第17条 広告主は、自己の都合により広告掲載の取り消しを申し出ることができる。
- 2 広告掲載を中止したときに掲載料の未納があるときには、協会は随時第8条2項に 基づき、広告掲載月数相当分を請求することができる。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、協会ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク 先のホームページの内容について一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第 11 条の規定により決定の通知を受けた、協会ホームページの広告掲載 に係る権利を、他の者に譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、別に定める。

R02.4.1 施行

附則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 第8条の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日に渡り広告を掲載し、引き続き令和2年度に掲載を希望する場合は、当分の間、令和元年度の年額掲載料とする。